

国 総 政 第 8 号
国 道 企 第 6 号
平 成 2 1 年 4 月 3 0 日

都道府県知事
指 定 市 長 } 殿

国土交通省 総合政策局長

道 路 局 長

地域活力基盤創造交付金について

地域活力基盤創造交付金の交付に関しては、本年4月1日に「地域活力基盤創造交付金について」（国総政第100号、国道企第97号国土交通省総合政策局長、道路局長通知）によりお知らせしたところですが、その後、地方公共団体から頂いた要望等を踏まえ、交付の細目について検討を進めてきたところ
です。

このたび、地域活力基盤創造交付金について、下記のとおり、とりまとめましたので、改めて通知します。

なお、この通知については、その運用の状況を踏まえつつ、適宜、必要な見直しを行うこととしています。

また、本年4月24日には、地方における現下の厳しい経済情勢に対する取り組み等に支障が生じないよう、平成20年度に地方道路整備臨時交付金等により実施していた事業について、地域活力基盤創造交付金の一部を先行して配分したところですが、これ以外の事業に対する地域活力基盤創造交付金の配分についても、地方公共団体が地域活力基盤創造計画を作成する期間を確保した上で速やかに行う予定です。

なお、貴管内市町村（指定市を除く。）に対しても、周知方お願いします。

《下線部は、都道府県知事宛のみ記載》

記

第1 通則

地域活力基盤創造交付金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）その他の法令及び関連通知のほか、この通知に定めるところにより行うものとする。

第2 目的

地域活力基盤創造交付金は、地方公共団体が行う道路を中心とした社会資本の整備その他の取組を支援することにより、地域の活力の基盤を創造することを目的とする。

第3 定義

一 地域活力基盤創造交付金

地域の活力の基盤を創造するため地方公共団体が作成した道路を中心とした社会資本の整備その他の取組に関する計画（以下「地域活力基盤創造計画」という。）に基づく事業又は事務（以下「事業等」という。）の実施に要する経費に充てるため、この通知に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。

二 交付対象事業

地域活力基盤創造計画に記載された、第6に掲げる事業等（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。

三 交付金事業者

地域活力基盤創造交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する地方公共団体及び地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて交付対象事業を実施する団体等をいう。

第4 交付対象

地域活力基盤創造交付金の交付対象は、地方公共団体とする。

第5 交付期間

地域活力基盤創造交付金を交付する期間は、地域活力基盤創造計画ごとに、地域活力基盤創造交付金を受けて、交付対象事業が実施される年度からおおむね3から5年とする。

第6 交付対象事業

交付対象事業は、地域活力基盤創造計画に記載された、次に掲げる事業等で、一定の地域において一体的に行われる必要のある複数の事業等（以下「要

素事業」という。)により構成されるものとし、交付対象事業には1以上の地方道路整備事業を含むものとする。

一 地方道路整備事業

地域活力基盤創造計画の目標を達成するため、地方公共団体（地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて土地区画整理事業及び市街地再開発事業等を施行する者を含む。）が実施する一般国道、道路法（昭和27年法律第180号）第56条の規定による国土交通大臣の指定を受けた主要な都道府県道若しくは市道又は資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備する必要があると認められる都道府県道若しくは市町村道の改築又は修繕に関する事業、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）第6条に規定する除雪に係る事業又は活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第11条に規定する降灰の除去事業であって、次に掲げる基準に適合するもの（交付対象事業の全体事業費に占める地方道路整備事業に係る事業費の合計額の割合は、自由に設定できるものとする。）

イ 地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるものであること

ロ 公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものであること

二 関連事業

地域活力基盤創造計画の目標を達成するため、地方道路整備事業と一体的に実施する次に掲げる事業等

イ 関連社会資本整備事業

地域活力基盤創造計画の目標を達成するため、地方道路整備事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第2項第2号から第13号までに掲げる事業（維持に関する事業は除く。）

ロ 効果促進事業

地域活力基盤創造計画の目標を達成するため、地方道路整備事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等（ただし、次に掲げるものを除き、建築物の整備に係るものにあつては、道路の交通の安全と円滑化又は道路整備に伴い実施する沿道の環境の改善を目的とする公共施設等の整備に限り、行事、催事等に係るものにあつては、社会実験として行うものに限る。なお、効果促進事業に係る事業費の合計額は、交付対象事業の全体事業費の20/100を目途とする。）

① 交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等

② 交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等

第7 単年度交付限度額

交付対象事業に対する毎年度の地域活力基盤創造交付金の交付額は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲において定めるものとする。

$$\text{単年度交付限度額} = A + B + C$$

この場合において、A、B、Cは、それぞれ次に掲げる式により算出した額とし、かつ、財政法（昭和22年法律第34号）第4条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする。

$$A = \sum_{i=1}^l (\alpha_i \times A_i)$$

A : 地方道路整備事業に係る単年度交付限度額算定のための基礎額
A_i : 要素事業 i の当該年度の事業費
α_i : 要素事業 i に係る別表第1に定める率
l : 交付対象事業のうち地方道路整備事業である要素事業の数

$$B = \sum_{i=1}^m (\beta_i \times B_i)$$

B : 関連社会資本整備事業に係る単年度交付限度額算定のための基礎額
B_i : 要素事業 i の当該年度の事業費
β_i : 要素事業 i に係る国の負担又は補助について個別の法令等に規定がある場合は、当該法令等に規定する負担率又は補助率、国の負担又は補助について個別の法令等に規定がない場合は5/10
m : 交付対象事業のうち関連社会資本整備事業である要素事業の数

$$C = \sum_{i=1}^n (\gamma_i \times C_i)$$

C : 効果促進事業に係る単年度交付限度額算定のための基礎額
C_i : 要素事業 i の当該年度の事業費
γ_i : 要素事業 i に係る国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令等に規定する負担率又は補助率、国の負担又は補助について個別の法令に規定がない場合は、別表第2に定める率
n : 交付対象事業のうち効果促進事業である要素事業の数

なお、地方公共団体が交付金事業者に対し、交付対象事業に要する経費の一部を負担又は補助する場合においては、当該地方公共団体が当該交付金事業者に対して負担又は補助する費用（事務費を含む。）の額の範囲内に限り、上記式中の事業費として計上することができる。

第8 地域活力基盤創造計画の提出等

1 地域活力基盤創造交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする地方公共団体は、次の各号に掲げる事項を記載した地域活力基盤創造計画を作成し、当該計画を国土交通大臣に提出するものとする。

一 計画の名称

- 二 計画の目標
 - 三 計画の期間
 - 四 計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
 - 五 計画の期間における交付対象事業の工期及び全体事業費
 - 六 交付対象事業等の効果の把握及び評価に関する事項
 - 七 その他必要な事項
- 2 地域活力基盤創造計画の作成にあたっては、次の各号に留意するものとする。
- 一 計画の目標は、計画の期間内に実施する事業等に関する成果の目標（以下「成果目標」という。）とすること
 - 二 成果目標が定量的指標により適切に数値化されており、これにより交付対象事業の目的が適切に表現されていること
 - 三 成果目標の内容に対して交付対象事業の構成が妥当であること
 - 四 交付対象事業は、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があると認められるものであること
 - 五 交付対象事業は、早期に事業効果の現れるものであること
- 3 国土交通大臣は、地方公共団体から第1項の規定により地域活力基盤創造計画の提出を受けた場合には、当該計画の内容を確認し、受理するものとする。
- 4 前3項の規定は、地域活力基盤創造計画を変更する場合に準用する。

第9 交付申請

地方公共団体は、毎年度、地域活力基盤創造計画に定められた交付対象事業のうち当該地方公共団体が地域活力基盤創造交付金を充てて実施するものについて交付申請を行うものとする。なお、交付対象事業について、国の負担又は補助が義務付けられている場合を除き、要素事業に要する費用の総額について国費と地方費の割合を定め、要素事業ごとの国費の割合を固定しないことができることとする。

第10 地域活力基盤創造計画の評価

- 1 地方公共団体は、交付期間の終了時に、地域活力基盤創造計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければならない。また、必要に応じて、交付期間の中間年度においても評価を行うものとする。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、地方公共団体に対し、必要な助言を行うことができる。

第11 指導監督交付金

国は、都道府県知事が行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督交付金を交付することができる。

第 1 2 地域活力基盤創造交付金の経理等

交付金事業者及び第 1 1 の指導監督交付金の交付を受ける都道府県は、国の交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後 5 年間保存しなければならない。

第 1 3 監督等

- 1 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、都道府県知事又は市町村長は当該都道府県又は市町村が補助する交付金事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の施行の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。
- 2 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、都道府県知事又は市町村長は当該都道府県又は市町村が補助する交付金事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業につき、監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第 1 4 雑則

- 1 「地方道路交付金事業（地方道路整備臨時交付金）について」（昭和 6 0 年 6 月 1 7 日付け建設省都街発第 1 7 号・建設省道企発第 2 5 号。以下「臨交金通知」という。） 2 の 1）に規定する整備方針（以下「整備方針」という。）において地方公共団体が対象事業とした道路事業について、第 6 第 1 号に規定する地方道路整備事業として地域活力基盤創造交付金を充てて実施しようとする場合には、当該対象事業が記載された整備方針の提出をもって、第 8 第 1 項に規定する地域活力基盤創造計画の提出とみなす。
- 2 臨交金通知は、廃止する。ただし、この通知の適用の際、現に廃止前の臨交金通知に基づき行われている事業で平成 2 0 年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、なお従前の例による。

附則

この通知は、通知の日から施行し、この通知による規定は、平成 2 1 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1

	地方公共団体	引上率 δ			
		1.00	1.01～1.09	1.10～1.18	1.19～
一	沖縄県の区域内の地方公共団体	指定区間外国道・県道の改築・修繕 市町村道の改築・修繕		9.0/10 (※1) 8.0/10 (※2)	
二	奄美群島の地域内の地方公共団体	指定区間外国道の改築 指定区間外国道の修繕及び県道又は市町村道の改築・修繕		8.0/10 (※3) 7.0/10	
三	北海道の区域内の地方公共団体（防雪又は凍雪害の防止に関する事業を除く。）	6.0/10		6.5/10	7.0/10
四	離島の地域内の地方公共団体（一か所を除く。）	6.0/10	6.5/10	7.0/10	7.5/10 (※3, 4)
		(指定区間外国道の修繕は5/10)			
五	その他の地方公共団体	5.5/10	6.0/10	6.5/10	7.0/10
		(指定区間外国道の修繕は5/10)			

※1 市街地再開発事業に係る改築又は県道の改築のうち道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第1項第5号に係るものについては、8/10

※2 土地区画整理事業に係る改築については、9/10

※3 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第1項各号に係るものについては、7/10

※4 市町村が行うものについては、7/10

注1) 防雪又は凍雪害の防止に関する事業（上記一、二、四に掲げるものを除く）については、道府県が行うものにあつては6.0/10× δ 、市町村が行うものにあつては6.0/10、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第6条に規定する除雪に係る事業にあつては2/3、活動火山対策特別措置法第11条に規定する降灰の除去事業にあつては5/10（活動火山対策特別措置法施行令第3条第2項に規定する道路に係る降灰の除去事業にあつては2/3）とする。

注2) δ は地方公共団体の引上率で、都道府県においては、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）第3条第4項に基づき総務大臣が通知する値とし、市町村においては、財政力指数が0.46未満の市町村（以下「適用団体」という。）については、次の式によって計算した値とする。なお、これに該当しない地方公共団体においては、1.00とする。

$$\text{引上率} = 1 + 0.25 \times \frac{0.46 - \text{当該適用団体の当該財政力指数}}{0.46 - \text{財政力指数が最小の適用団体の当該財政力指数}}$$

（小数点第二位未満は切り上げ）

なお、財政力指数は、地方交付税法（昭和25年法律第210号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で、当該年度の前々年度より過去3年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値とする。

別表第 2

	引上率			
	1.00	1.01～1.09	1.10～1.18	1.19～
率	5.5/10	6.0/10	6.5/10	7.0/10